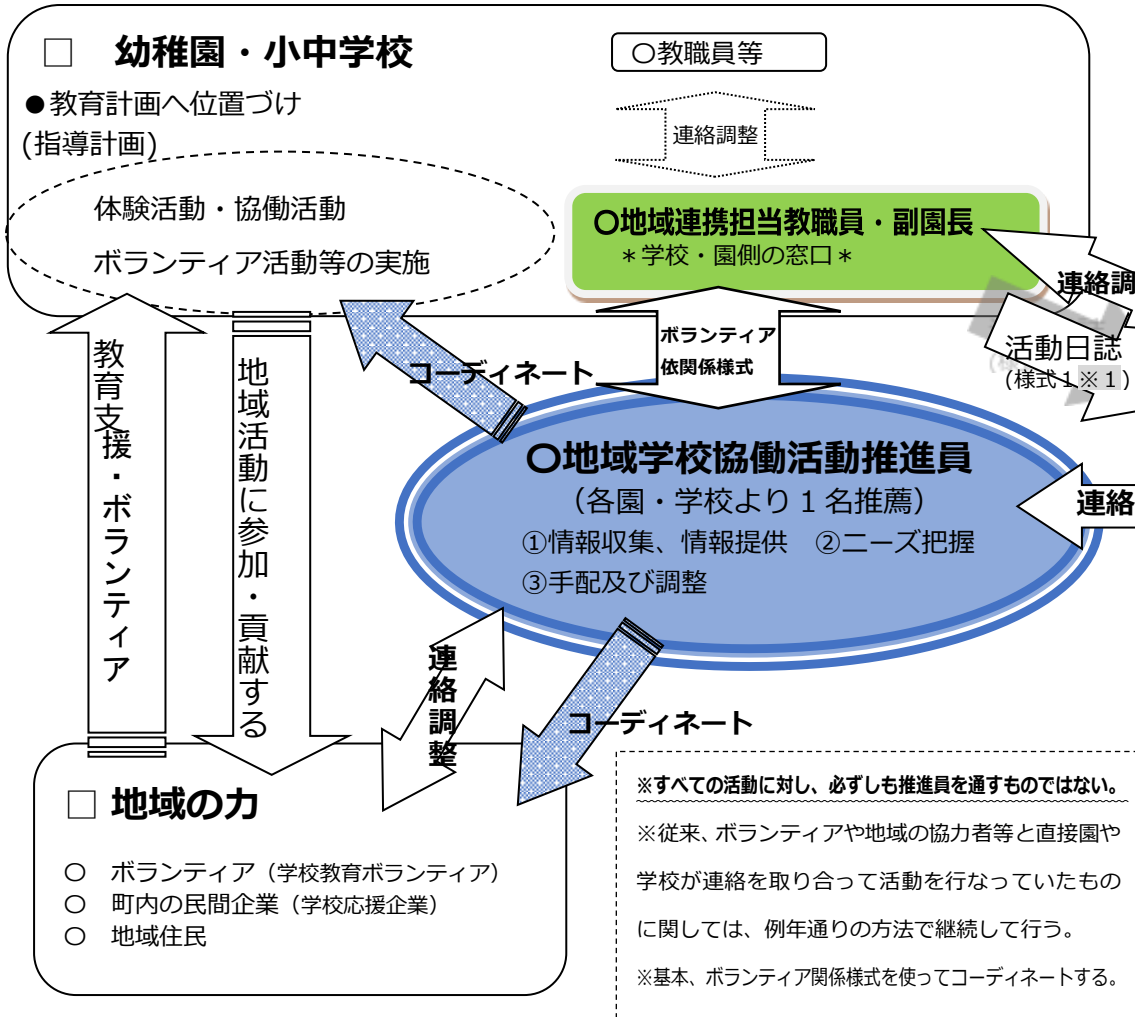


矢吹町地域学校協働本部と推進員協議会について

「地域学校協働活動事業」 概要図（令和4・5年度）



※1：矢吹町地域学校協働推進員設置要綱 様式第1号（第11条関係）

□町教育委員会（教育振興課）

◎矢吹町地域学校協働本部

本部長 教育長

副本部長 ※本部員より選出（本部長の指名）

本部員 統括推進員（生涯学習係）、推進員（8）

中央公民館長、地区公民館長(3)、図書館長

コミュニティ・スクールディレクター

※協働本部の目的に賛同し協働活動を行なうことができる個人及び団体

《所掌事務》

年2回（4・2月）推進員協議会と同日開催する

4月：（推進員委嘱状交付）本年度組織・事業計画

2月：本年度実施報告、次年度事業実施に向けた協議

○事務局

※生涯学習係…※はじめは統括推進員兼務

教育振興課長、子育て支援課長、指導主事、生涯学習係（庶務）

・「学校教育ボランティア」「学校応援企業」管理

・登録、更新【受付窓口】 ・ネットワーク化の促進 ・文書確認、保管

● 推進員協議会

情報交換、研究・協議・提案等に関する協議を行う組織

【構成員】

① 幼稚園地域連携担当(4)

②小中学校地域連携担当教職員(5)

③副本部長 ④統括推進員 ⑤推進員(8)

⑥社会福祉協議会

⑦生涯学習係(事務局)

活動内容：年3回(4・8・2月)程度、推進員協議会を開催する

4・2月について、上記のとおり

8月：経過報告

2学期以降の協働活動について協議

● 事業推進（評価・検証）委員会

⇒学校運営協議会委員へ委任

・地域学校協働本部の運営について協議を行う

・地域学校協働活動推進事業の目標設定の承認や事業評価・検証を実施

・「地域学校協働活動」の評価・検証を実施